

「第3次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

- 1 募集期間 令和5年1月27日（金）～令和5年3月7日（火）
- 2 意見の件数 11件
- 3 意見提出者数 3人
- 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人

5 内容別の意見件数

No.	項目	件数
1	計画全体に関する意見	1件
2	「計画にかかわる人」に関する意見	2件
3	「くわしく知りたい人のために」に関する意見	5件
4	パブリックコメントの実施に関する意見	3件
合計		11件

茅ヶ崎市教育委員会 教育推進部 図書館 図書館担当
電話 0467-87-1001（茅ヶ崎市立図書館）

(意見及び市の考え方)

■計画全体に関する意見（1件）

(意見1)

資料は良くまとめてあると思います。

「仏作って魂入れず」とあります。ことわざ辞典には「物事をなして、今一つという肝心な点が抜けていることをいう」とあります。

公立学校の5～10パーセントは、落ちこぼれです。設立環境による差異はありますが、落ちこぼれの存在を否定する者はありません。学校には、補習授業用の教室はありますが、実際に活用されていません。

文部科学省をはじめ学校、教育機関では周知のことです。

これでは憲法に定められた、生得の学習権は保障されていません。

(市の考え方)

学習権を支える環境を整えるために、市立図書館、学校図書館の充実は重要と考えております。本計画では、市立図書館、学校図書館、公共施設だけでなく、ボランティアやNPO、本屋など茅ヶ崎市内の様々な場所、多くの方々のお力もお借りして、すべての子どもたちが本の世界に触れることのできるきっかけをつくってまいります。

■「計画にかかわる人」に関する意見（2件）

(意見2)

子どもについて、年齢をはじめもう少し説明があっても良いのではないかと。

(市の考え方)

本計画は、できるだけ難しい説明を省き、間口の広いものを目指しています。

第1次計画、第2次計画では、「子どもの読書の推進に関する法律」に基づき「0歳からおおむね18歳までの子ども」としましたが、第3次計画では、「子ども（0才から18才くらいまで）」と表しました。

(意見3)

対象者について、もう少し説明があっても良いのではないかと。

(市の考え方)

本計画は、できるだけ難しい説明を省き、間口の広いものを目指しています。

「子ども」と「子どもの読書活動推進に関わるすべての人」を対象としています。本計画では、具体的に列記しました。第2次計画にはなかったボランティアやNPO、本

屋など、さらに輪を広げています。

■ 「くわしく知りたい人のために」に関する意見（5件）

（意見4）

「子どもの読書の推進に関する法律」をパブコメ（素案）に添付しなかったのでしょうか。

（市の考え方）

本計画は、「子どもの読書の推進に関する法律」に基づいていますが、他にも「図書館法」、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」など、多くの法律等が関係しています。

全ての法律等をそのまま載せるとページ数が増えること、本計画策定後に法律等の改正があった場合に対応できないことから、法律等をまとめているホームページのリンクをP27、28に載せ、二次元コードから最新の情報をご覧いただける形で添付しました。

（意見5）

P27の結果公表後に作成、パブコメの結果、リンク集と色々書かれているが意味が分からない。どうして今回載せないのか。

（市の考え方）

「パブリックコメント結果」には、パブリックコメントでいただいたご意見の数などを載せるため、素案の時点では空欄（結果公表後に作成）としています。

「リンク集」は、子どもの読書推進に関する国や地方自治体の情報が見られる資料集として載せています（意見4参照）。

（意見6）

P18まで「ふり仮名」あり、P19以降「ふり仮名」なしという編集方法が異なるのは、意味があるのですか。

（市の考え方）

本計画は、どこか遠い世界で誰かが作っていつのまにか進行しているものではなく、ひとり一人が「自分事」として捉えていただけるようなものを目指したいと考えました。国の議論においても、子どもの視点に立って読書活動を推進することや子どもの気持ちに寄り添った取組の重要性に触れています。

そのため、P18までは、子どもや外国にルーツを持つ家庭にもわかりやすいよう、やさしい日本語で書き、小学校3年生までに習う漢字を使い、すべての漢字にふりがなをつけています。

そして、P 1 9からは、子どもの読書活動推進に関わっている人や大人に向けて「くわしく知りたい人のために」として、専門的な内容や資料を載せています。

(意見7)

P 2 1 施策 1 5 「中高生を対象とした読書講座を行い、子どもが来館するきっかけをつくりまします」とあり、中高生を対象とした講座については、集客が難しいという課題があり、矛盾したと思える記述で、理解しにくい説明が色々と書かれています、解決方法を記して欲しいです。

(市の考え方)

本計画P 2 1は、第2次計画を振り返って、未達成となっている施策を挙げ、それに対して第3次計画でどのように取り組むかを示しています。第2次計画では、中高生が来館するきっかけとして講座を行いました、多くの参加を得るのは難しく、残念ながら「これを実施すれば中高生が読書をするようになる」という特効薬のような解決方法は見つかっていません。第3次計画では、SNSの活用など他の方法を実施しながら、引き続き取り組んでまいります。

(意見8)

計画策定にあたって、大人が認識しておかなければならないことがあります。

まずは、デジタル機器の弊害です。簡易な情報を得るのであればスマホでも良いと思いますが、ネット上のざっと読むのに都合が良いように設計された画面ばかり読んでみると、紙の本も同様にざっとしか読めなくなり、「深く考えるためのまとまった時間」が失われます。

新聞一般紙の総発行部数の減少幅が著しい状態が続いています。新聞の報道内容も右寄りから左寄りまでありますが、見るべきものがあることも事実です。テレビやインターネットのニュースに比べると大手新聞は知的裏付けと背景の下調べを重視して、信頼に足る記事が多いのも事実です。

次にG I G Aスクール構想においては1人1台パソコンの普及が求められておりますが、タブレットやスマホが人の脳や知力をむしばむ危険性について各方面から指摘があります。その1つが「依存性」です。安易にパソコンに頼るのではなく、適度な距離を保ち、しっかりと紙の媒体に向き合う意義を教えたいと思います。

また、英サセックス大学の実験では、6分の読書が、同じ時間のコーヒーや音楽鑑賞、散歩などよりも、ストレスを発散させてくれることが分かったといえます。

以上のことから、計画において、紙で読む活字の大切さ（スマホ等では得られない）も掲載していただきたいと思えます。

(市の考え方)

国の有識者会議においては、「乳幼児期においては、紙や布の絵本等が望ましいという意見や、読書バリアフリー法等を踏まえ、アクセシブルな電子書籍等やICTを活用することで多様な子供の読書の可能性を広げることが重要である等の様々な指摘があ

る。読書活動を推進する上では、発達段階や子供の状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できるようにすることが望ましい。」という検討がされました。

また、茅ヶ崎市立図書館協議会の議論においては、「特に小学生はインターネットで調べるために、図書での活動が必要」といったご意見もいただいています。

紙媒体、電子媒体それぞれに長所、短所があり、両者は必ずしも敵対するものではなく、発達段階や状況に応じて、適切な媒体を選べることで、子どもたちの可能性を引き出す読書活動の推進につながるものと考えます。

本計画P6にありますとおり、紙の本やタブレットなどの他に「聞く読書」もあります。様々な方法で読書のよろこびをすべての子どもたちに届けられるよう取り組んでまいります。

■パブリックコメントの実施に関する意見（3件）

（意見9）

①（1）コロナ禍が過ぎようとしています。当パブコメの説明会を実施して欲しかった。（2）当パブコメもパブコメの目的に沿って進めて欲しかった。（3）その他パブコメ意見別添

このことについて（パブリックコメントの実施について）

・パブリックコメントの全般についても言えると思いますが、特に1月下旬～3月上旬のパブリックコメントについて

・種々のパブリックコメントを実施することは良いことと思います。しかし

①パブリックコメント意見募集のPR（啓発）をもっと十二分にそして解りやすく、そして市民が応募しやすく実施して欲しいと思います。

それは

（9）これまでもパブコメの応募少ないと思うパブコメの意味（目的）を失わないように実施して欲しい

（10）パブコメに必要な制度です改善・工夫し目的に添うよう実施願う

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、小・中学生を対象にアンケートを実施し、ご意見を伺いながら素案を作成してまいりました。今後とも計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

(意見10)

それは

- (1) 市広報掲載場所(欄)が一定でなく見逃してしまうおそれあります。
- (2) 記事(見出し含む)が自治推進課担当とあり内容を誤解したりし(分)解りづらい。
- (3) 提出期限が2月25日までもあり解りづらい。誤解してしまう
- (4) 1月号に掲載してもよいパブコメもあったのでは
- (5) それ以上に市広報(ちがさき広報)に掲載されていないパブコメもあったと思う。それはどうPR(啓発したのですか)。

(市の考え方)

茅ヶ崎市市民参加条例においてパブリックコメント手続は、計画等の案が具体的になった段階で実施することを規定しています。この度、案件ごとに必要な手続、スケジュールを設定した結果、2月1日号への掲載といたしました。

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、全ての記事を大きく掲載することが出来ません。その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市政情報を皆様に認知していただけるよう工夫しております。

パブリックコメントの掲載については、広報紙上において、まずは実施中の案件を知っていただくため、案件をまとめて表記し、網羅的に確認できる形としています。今後につきましても、ご意見等も踏まえつつ、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

(意見11)

- (6) 市の広報掲載パブコメは12件ですがある市議通信(チラシ)は14件と記載(件名記載)また「現在多くのパブコメ(パブリックコメント)募集」と記もあります。またある職員は14件ある市議16件?とも言っていたどうなっているのですか
- (7) また市議会で市議長に「こんなに短時間にこんなに多くの案件議論できないと発言(提言)があったとかどうなったのですか?
- (8) このことは市民からも意見が出せない出しにくいことにもつながりパブコメの意味(目的)がなくなってしまうことにもつながると思う
- (11) 図書館(市)等パブコメ(素案)資料十分置いてなく不足資料あったとか
- (12) パブコメ意見の回収漏もあったとか・・・以下省略

(市の考え方)

この度、各個別計画ごとに必要な手続、スケジュールを設定した結果、同時期に14件のパブリックコメント手続を実施することとなり、広報紙をはじめとした様々な媒体や方

法を組み合わせながら周知啓発しました。

茅ヶ崎市市民参加条例におけるパブリックコメント手続とは、計画等の案が具体的になった段階で実施することが規定されており、月ごとの実施案件に制限を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

一方で、同時期に14件のパブリックコメント手続を実施することから、各計画の概要等を把握いただけるよう、公共施設等の提出意見の受付場所において閲覧用資料として各計画の一覧表を配架していることや、「茅ヶ崎市実施計画 2025」を含めた12件については、規定よりも10日間長く実施期間を設けることで、計画内容をご確認いただく時間や意見作成の時間を確保できるよう努めております。資料については、不足した際には補充をするなど多くの市民の皆さまにご意見をいただけるよう環境を整えております。

意見用紙の回収漏れに関しましては、今後このようなことがないように、パブリックコメント実施に係る意見用紙及び意見箱の取扱いに関する周知を行い、再発防止に努めております。